民間港湾と空港の軍事利用に反対！

特定利用空港・港湾の問題点

～名古屋・三河の港と空港があぶない！～

学習会企画



写真　左上：三河港
　　右：中部国際空港
　　左下：名古屋港

11月15日(日)

開場　13時　開始　13時半

東別院会館葵の間

参加費　800円

（学生500円 低所得者要相談）



講師 柿山朗さん

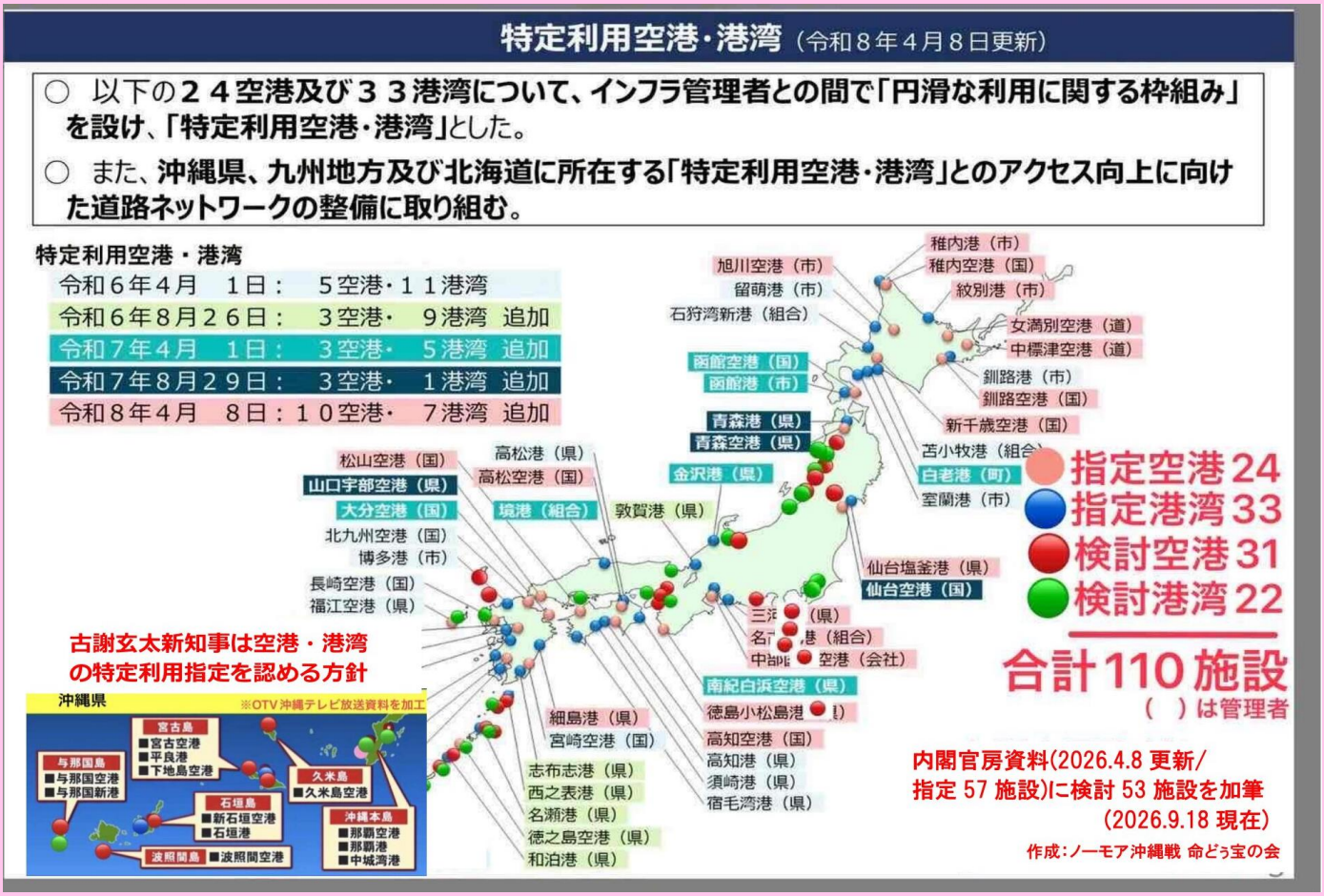
戦没船を記録する会理事

元外航船長・元伊勢三河湾水先人

元海員組合全国委員

主催：不戦へのネットワーク

TEL 050－3593－5130 Email husen@jca.apc.org



○今、愛知の港と空港そして全国の港と空港があぶない！

日本政府は2022年12月16日、「国家安全保障戦略」いわゆる「安保三文書」を閣議決定し、大軍拡と戦争準備の加速を決定しました。このなかで有事や災害時に部隊の展開や物資の輸送を迅速に行うため、公共インフラを国費で機能強化（滑走路の延伸、岸壁の増強など）し、また平時からの自衛隊の活用を円滑にするための基本方針が定まり、2024年4月1日から石垣港、那覇空港を含む5港湾・11空港からなる「特定利用空港・港湾」制度が開始されました。そしてその後指定空港・港湾の数は増大し、2026年4月8日時点で57施設に上っています。また現在検討中の施設が57施設あります。

特定利用空港・港湾の指定によって自衛隊の利用が容易になります。インフラ整備が拡充することで、自衛隊の航空機や艦船が使用しやすくなります。次に自衛隊の訓練がしやすくなります。そして有事の際に、仮に既存の自衛隊基地が破壊された場合に、代替基地としての活用がしやすくなります。これは利用される空港や港湾がジュネーブ条約によって攻撃が禁止されている文民施設から軍事施設に変わることを意味します。それは民間施設が攻撃拠点となることであり、攻撃対象になることを意味します。とても危険なことです。

「特定利用空港・港湾」制度は法律ではありません。自治体の首長などの施設管理者は拒否出来る権利があります。しかし愛知県ではすでに三河港と名古屋港と中部国際空港が指定されています。今回の学習会ではこの制度の問題点を多くのみなさんと考えていきたいと思います。ご参加をお待ちしております。

